

社会福祉法人 北区社会福祉事業団  
東京都北区昭和町・堀船地域包括支援センター運営規程

(平成 19 年 8 月 6 日規程第 56 号)

改正 平成 24 年 3 月 27 日

改正 平成 25 年 10 月 29 日

改正 平成 28 年 3 月 29 日

改正 平成 28 年 9 月 12 日

改正 令和 2 年 3 月 27 日

改正 令和 4 年 1 月 21 日

改正 令和 6 年 3 月 28 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、社会福祉法人北区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が東京都北区（以下「区」という。）から委託を受けて設置する東京都北区昭和町・堀船地域包括支援センター（以下「センター」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(センターの名称等)

第 2 条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 東京都北区昭和町・堀船地域包括支援センター
- (2) 所在地 東京都北区昭和町 3 丁目 10 番 7 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 3 条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、センターの職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときは、あらかじめ管理者が定めた職員がその職務を代行する。

- (2) 担当職員

- ①社会福祉士 1 名以上
- ②保健師又は看護師 1 名以上
- ③主任介護支援専門員 1 名以上

担当職員は、それぞれ専門職としての知識・技術を活かしつつ、チームアプローチを行い、利用者一人ひとりに係るケアマネジメントの包括

的・継続的支援と、自立支援に向けた総合的なケアマネジメントを行う。

④事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第4条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月29日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) 電話等により、常時、職員との連絡が可能な体制とする。

(事業の担当地域)

第5条 事業の担当地域は、次のとおりとする。

堀船1～4丁目、栄町、上中里2～3丁目、昭和町1～3丁目

(事業の内容)

第6条 センターは、地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、区の委託に基づき、次の(1)から(4)の包括的支援事業のほか、介護保険法に定める在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業等の包括的支援事業その他、区が定める事業を行う。

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等から依頼を受け、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか一般介護予防等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

(3) 高齢者の虐待防止・権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。成

年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への入所の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

主治医と介護支援専門員との連携はもとより、他のさまざまな職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行う。

- 2 センターは、別に指定介護予防支援事業所を設置し、要支援者等が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況や環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成し、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービスに加え、第1号訪問事業、第1号通所事業その他、第1号生活支援事業等適切なサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。

(その他運営についての留意事項)

第7条 センターは、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約に明記する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、区と事業団との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ、北区へ通報する。

付 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 10 月 29 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 3 月 30 日から施行し、改正後の規程は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。